

社会福祉法人別府永生会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

母子生活支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ハ) 子育て短期支援事業の経営

(ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ホ) 一時預かり事業の経営

(ヘ) 生活困難者に対する相談支援事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人別府永生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県別府市野口中町14番3号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名及び外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、報酬等は支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決 議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定め

る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加

わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。

(職員)

第24条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

大分県別府市野口中町 1171 番 2 (195.90 平方メートル)

大分県別府市野口中町 1171 番 6 (61.82 平方メートル)

大分県別府市西野口町 1637 番 (148.76 平方メートル)

大分県別府市西野口町 1636 番 (238.01 平方メートル)

大分県別府市西野口町 1635 番 (168.59 平方メートル)

大分県別府市西野口町 1631 番 2 (330.57 平方メートル)

大分県別府市西野口町 1632 番 2 (267.76 平方メートル)

大分県別府市野口中町 1160 番 (452.85 平方メートル)

大分県別府市野口中町 1161 番 1 (149.65 平方メートル)
大分県別府市野口中町 1165 番 1 (225.45 平方メートル)
大分県別府市野口中町 1165 番 2 (439.66 平方メートル)

(2) 建 物

大分県別府市野口中町 1165 番地 2, 1165 番地 1
所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建
さくらんぼ保育園 1 棟 (床面積 369.64 平方メートル)

大分県別府市野口中町 1171 番地 2, 1171 番地 6
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
永生会母子ホーム集会所 1 棟 (床面積 211.20 平方メートル)

大分県別府市西野口町 1636 番地, 1631 番地 2, 1635 番地, 1637 番地
1632 番地 2
所在の鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 陸屋根 2 階建
保育所ナーサリーみにふう 1 棟 (床面積 901.52 平方メートル)

大分県別府市野口中町 1160 番地
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
永生会母子ホーム 1 棟 (床面積 1133.40 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第 38 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数 (現在数) の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、別府市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、別府市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員

会の承認を受けなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1)不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、別府市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項

に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を別府市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人別府永生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	吉 良 初 見
理 事	永 見 潔
	永 見 端
	財 前 展 坦
	衛 藤 哲 也
	松 本 常 圃
監 事	岡 口 文 明
	三 谷 利 信

この定款は、昭和55年8月29日から施行する。

附 則

変更後の定款は、昭和58年3月28日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成5年5月18日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成6年10月13日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成9年7月4日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成10年12月8日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成13年7月6日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成20年7月22日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成21年11月12日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成23年10月27日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成24年7月13日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成24年11月26日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成26年8月29日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成29年6月9日から施行する。

社会福祉法人別府永生会 定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人別府永生会の定款の施行についての必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の招集)

第2条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、理事会及び監事の全員に通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議決定数の確認)

第3条 理事会を開催したときは、その会議の成立及び議決に要する理事の定数を確認するものとする。

(議事録)

第4条 理事会の議事録は主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(役員を選任書類の備置)

第5条 新たに理事又は監事を選任があった場合、理事長は速やかにその就任承諾書、履歴書及び法に定める適格誓約書等必要書類を主たる事務所に備え置くものとする。

(登記)

第6条 理事長は、法人役員並びに資産に関し、法令に基づき必要な事項を登記しなければならない。

(評議員選任解任委員会)

第7条 評議員選任解任委員は、理事会が選任する。

2 新たに評議員選任解任委員の選任があった場合、理事長を速やかにその就任承諾書、履歴書等必要書類を主たる事務所に備え置くものとする。

3 評議員選任解任委員会は、別途定める評議員選任解任委員会運営細則に定めるところにより設置運営を行うものとする。

(評議員会)

第8条 新たに評議員の選任があった場合、理事長は速やかにその就任承諾書、履歴書、法に定める適格誓約書等必要書類を主たる事務所に備え置くものとする。

2 評議員会の招集通知は、評議員会の1週間前までに評議員及び出席者に対して書面で発出する。

3 理事長及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ

め招集者に対し、その旨を通知しなければならない。

- 4 評議員会の議事録は、社会福祉法第45条の11に定めるところにより作成し、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

社会福祉法人 別府永生会評議員等報酬等及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 別府永生会の評議員選任・解任委員及び評議員、理事及び監事（以下「評議員等」という。）の報酬等及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 評議員等には、報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員等が評議員会、理事会等に出席した場合は、費用弁償として日額4,000円を支給する。ただし、実費が当該費用弁償の額を超える場合は、実費を支給することができる。

2 前項の規程にかかわらず、職員が評議員等の場合は、費用弁償しない。

(改廃)

第4条 この規程を改廃する必要がある場合は、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人別府永生会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人別府永生会定款第6条第1項に規定された、社会福祉法人別府永生会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名で構成する。

2 理事長（理事長が事故等によるやむ得ぬ事情の場合は各理事）は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員に対して、報酬等は支給しない。

(招集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

(招集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下この条において「委員」という。）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選出)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは、各理事）は、「次期評議員候補推薦者」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会により提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事長（理事長が事故等によるやむ得ぬ事情の場合は各理事）は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適格とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決 議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会に委員長が在るときは、委員長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補 足)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事

長が別に定める。

(改 廃)

第 14 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 9 条第 1 項の規定により、この細則の施行日前に、この細則に定めるところにより、社会福祉法人別府永生会評議員選任・解任委員会を設置することができる。
- 3 前項の場合において、委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 34 年度の会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。